

令和7年度第1回
我孫子市いじめ防止対策委員会
＜議事録＞

日 時 令和7年6月3日（火曜日）
午後3時00分～午後4時30分

場 所 我孫子市教育委員会 大会議室

令和7年度第1回我孫子市いじめ防止対策委員会<議事録>

○出席者11人

- ・松戸むらた法律事務所 村田 純一
- ・警察 OB 熱田 貢一
- ・聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科 久米 知代
- ・我孫子第二小学校長 森谷 朋子
- ・湖北中学校長 山内 和利
- ・我孫子第四小学校 PTA 会長 中本 恭豪
- ・白山中学校 PTA 会長 細川 正憲
- ・子ども相談課長 鈴木 将人
- ・社会福祉課長 小池 斉
- ・教育委員会教育長 丸 智彦
- ・教育委員会教育総務部長 佐藤 和文

○欠席者1人

- ・川村学園女子大学心理学科 佐藤 哲康

1 開 会

2 会議の公開

3 我孫子市いじめ防止対策委員会の設置

本委員会の設置要綱は『我孫子市いじめ防止対策推進条例』に基づいて、いじめ防止対策委員会の組織及び運営に関し、必要事項を定めています。なお、国のいじめに関する法律「いじめ防止対策推進法」を受けて、「我孫子市いじめ防止対策推進条例」が定められています。これらを受けて、各学校でも「学校いじめ防止対策基本方針」を作成しています。対策委員会は、委員12人以内で組織し、任期は2年となっています。対策委員会には、委員長及び副委員長1人を置きます。委員長には、教育長を、副委員長には、教育総務部長をもって充てることになっています。また、会議では、委員長が、議長となることが定められています。

3 委員の紹介〔自己紹介〕

<委員長挨拶>

今年度も1年よろしくお願いします。

新聞やニュースでは、小学生が被害に遭う事件・事故が多く、中学生が殺傷する事件など、怖いと思うと同時に危機感をおぼえました。学校としては、引き続き危機管理、安全管理や教育相談などを充実させていかななくてはならないと思います。2019年に野田市のいじめ問題で児童の自殺について、新たな調査委員会が、いじめが関わっていると判断しました。何があったのか、内容を精査

していくなかで、子どもが SOS を発信している場面がいくつかあった訳です。学校が何もしていない訳ではないと思いますが、事実として子どもを救えませんでした。まずはいじめが起きない、自殺まで追い込まれない環境をつくるのが大切だと考えています。

委員の皆さまには、忌憚のないご意見をいただき、学校教育にいかしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

4 いじめ防止対策についての取組

(1) 令和7年度いじめ防止対策の取り組み

今年度のいじめ防止対策の取組について説明いたします。各学校では、いじめ防止基本方針を定め、基本方針に基づき組織的に対応します。また、全児童生徒を対象にいじめアンケートを6月と11月の年2回実施しています。いじめが認知されたり、疑われたりすれば、学校は早期に対応・解決に向かうため教育相談を実施しています。学期ごとに学校独自の教育相談アンケートを昨年度中学校は全校、小学校は6校で実施しています。一定期間が経過した後、いじめが解消していないと判断されている事案については、教育委員会が学校への支援を行います。また、道徳教育等の充実を図ること、生徒指導主任等への研修を実施しています。

(2) いじめアンケート様式

小学校高学年と中学校用の「いじめアンケート」です。いじめアンケートは無記名で行われます。なお、別に小学校低学年用、中学年用があり、それぞれの発達段階で理解できるような質問表記にしています。

いじめアンケート実施の目的は、

- ・児童生徒自身は、自分の悩みを打ち明ける、SOS を発信できる場とする。自分を見つめ他者とのかわり考える場とする。
- ・学校は、いじめの実態をつかみ、対策の資料とする。
- ・教育委員会は、市内小中学生のいじめの全体像をつかみ、対策の資料とする。

と位置付けて、いじめの早期発見、早期対応に活用しています。

このアンケートは、不登校児童生徒を含め、全児童生徒が実施します。教育支援センター等の関係機関や、家庭で実施してもらうこともあります。どうしても実施が困難な場合には、いじめによって長期に欠席していないかを、各学校に確認します。

昨年度から、小学校中学年以上については、「男女」の表記ではなく、()に自分で性別を記入するように変更しました。確実に集計するために、性別の記入を継続しています。

また、問13につきましては、伝えたいことがある児童生徒が周りの目を気にして記入できないことがないように、伝えたいことが特にない児童生徒も今頑張っていることや、楽しいと思うことなどを書くようにし、配慮しています。

(3) 令和6年度いじめアンケートによる認知の推移

これまでのいじめアンケートによる認知の推移です。アンケートでの〔問1 あなたは、今、いじめられていますか。〕という質問に「はい」と回答した数です。

表の平成28年の小学校のいじめ認知数ですが、前年の332件から522件に大きく増えました。これは国のいじめ防止基本方針の「いじめの定義の観点をもとに、学校が細かな視点でアンケートを実施し認知した結果です。また、令和4年以降のいじめ認知数の減少は、コロナで一旦中止となった学校行事の多くが、コロナ禍前に近いかたちで実施でき、体験的活動を通して子どもたちの自他理解や達成感、自己肯定感を味わいながら自己実現を果たせた場面が増えたこと、各学校において、学級活動や道徳の授業を通して、いじめはあってはいけないこととして、様々な未然防止策が講じられていることが要因であると考えます。ただし、認知件数が減少していくことが良いことと単純には判断せず、認知件数が多いことは学校が積極的に認知している、学校が機能している証拠でもあります。アンケートのみに頼らず、日常的に積極的ないじめ認知をしていくことが重要です。

学校(担任等)は「いじめアンケート」の集計後、教育相談などによっていじめを受けていると答えた児童生徒に話をきいていきます。事実を確認したのち相手の児童生徒を指導したり、学校職員で共通理解を図り、いじめられている子どもの見守りをしたりして、いじめ解消に向けて取り組みます。いじめを認知したり、疑われたりする場合は校内の防止対策委員会(防止対策組織)を開催し、組織で対応します。

教育委員会でも、各学校の状況を把握し、いじめ防止対策担当が学校を訪問して観察や聞き取り調査を行います。第三者の目で学校側に指導したり、助言したりして、いじめの深刻化を防いでいます。1学期もすでに訪問を開始していますが、学校からの要請をうけての訪問も行っています。

(4) 令和6年度インターネットや携帯電話についての調査結果

アンケートの中で行ったインターネットや携帯電話についての調査結果です。小学校の段階で、スマホや携帯電話を半数以上(52%)の児童が持っていると回答し、持っている児童のうち半数以上(52%)がスマホを持っています。中学校になると、スマホや携帯電話の所持率は91%、そのうちほとんど(94%)がスマホを所持しています。

これは、コロナ以前の平成30年第2回いじめアンケート集計結果と比較すると、スマホ所持率は小学生で30%以上、中学生で20%の上昇となっており、スマホ所持の低年齢化が進んでいます。

現在、学校では学習用タブレット端末を使用していますが、配付されたタブレット端末を使用してのいじめの報告はありません。ただし、他の児童生徒のアカウントになりすまして、勝手に学習しているクラウド上の内容を書き替えていたという事案もあり、継続して情報を正しく活用するためのルールやモラルの指導を行っています。

また、トラブルの多くは、家庭で持たせているスマホを使って大人の目の届かないところで起きているため、学校が把握、認知することは難しく、保護者の協力が不可欠と考えています。今後も、家庭での端末の使い方や使用時間等のルール作りをするなど、保護者による適切な管理がトラブル防止のためには必要であることはもちろん、持たせる責任は保護者にあることの認識をしっかりとっていただくために、引き続き学校と連携して啓発を行っていきます。

学校で起きているいじめだけでなく、全児童生徒の普段の生活の中にあるネット環境との正しい付き合い方について、児童生徒の悩みや思いを受け止めながら、実態を把握し指導していきます。先日も、中学校から要請を受け、生徒を対象に SNS 利用についての講演を行いました。今後も、学校に出向いて指導していくとともに、学校職員が SNS 指導等をできるように情報提供や、指導の進め方の研修を行っていきます。

(5) WEBQU を基にしたいじめ防止対策

この検査は、学校経営のアセスメントツールである Q-U 検査の WEB 版です。「学級満足度尺度」と「学校生活意欲尺度」の2つの尺度を基に、児童生徒の心の状態を把握します。どちらの尺度も高ければ、学級生活満足群に位置し、安心した学校生活を送れていると思われます。逆にどちらの尺度も低いと、学級生活不満足群に位置します。特に低いところに位置すると要支援群となり、注意深く見守る必要があります。周囲とのかかわりが消極的で、休み時間に一人で過ごすことが多いことや、時には悪口を言われたり、学級にいたくないという思いを持ったりしている、つまり、いじめや悪ふざけを受けていたり、学級の中で自分の居場所を見いだせなかったりしている可能性があると考えられます。このような検査により、児童生徒のおかれた状況を可視化して見つけることができます。

なお、年に2回実施しており、いじめアンケートと同時期の6月と11月に各校で実施します。また、この検査の結果を学校で有効に活用することができるよう、市教委主催の WEBQU 研修会を6月に実施し、分析や活用の仕方等を研修します。

(6) いじめ防止対策担当の取組

担当の主たる取り組みは、市内全小中学校(19校)への巡回訪問を柱としたいじめ防止対策です。実際の児童生徒や学級の雰囲気を観察し、いじめの兆候の有無や学級集団の雰囲気を把握して、先生方にアドバイスしたり、情報交換を行ったりしています。

学校訪問では、特に次の2項目について観察します。一つ目は、まず「子どもの様子について」です。観察していて気になる様子を具体的に報告いたします。硬い表情や暗い表情の子、うつむいている子、キョロキョロして落ち着かない子などが心配です。

学習への集中については、多いのが文具での手遊びで、シャープペン・消しゴム・定規などで遊んでいる子がいます。学習への「興味のなさ」や「わからない」などからの行動として、学力や意欲の低下が気になり、そこからのいじめが気になります。

周囲との関わりについては、学習課題等で、先生が「周りの人と相談して」と指示した際に、すぐにパッと相談する子どもと積極的にはしない子、さらには意見を言おうとせずずっと下を向いている子がいます。

教室の掲示物、廊下掲示物については、いたずら書きは、ほぼなくなりましたが、クラスの掲示物を見ると、自己紹介カードの自分の似顔絵で「目・口・鼻・髪…などのない自画像」を描いている子がいます。またとても小さな文字の作品もありました。自分のことを知らせたくないのか、逆に認めて欲しい欲求のあらわれでしょうか。

生まれ変わりたい動物は何?の項目では、「猫」「なまけもの」が多い傾向でした。「ゆっくりしたい」「のんびりできるから」という理由でした。

「鳥になりたい」という意見も多かったのですが、その中で「上空高くから皆を見下したい」という理由を挙げているものもありました。「皆を見下(みくだ)したい」という表現に違和感がありました。

先生の配慮不足の例もありました。「自己紹介カード」を側面にきっちり掲示してあり、「几帳面だな」と思ったのですが、後方の掲示板に一人の作品があり、側面に貼り切れなかったようです。

掲示の仕方に工夫の余地があると思いました。

また、学期ごとの取り組みとして、1学期は、発達特性を持った児童生徒がトラブルになったり、いじめの対象になったりしやすい傾向にあり、それはマイペースの言動、自己中心的になってしまうことや、生活スピードが合わないなどの要因があります。早期把握に努め、学校や教育相談センターと共有し対応していきます。

各学期では、いじめ未解消の児童生徒を把握し、学校訪問で、その児童生徒を直接観察して、学校の対応について相談・アドバイスします。また保護者に対する受け止め方も共有し、解決に向けて継続的に関わっていきます。

また、関係機関との連携…警察との連携を始め、児童相談所、子ども相談課、教育相談センターとの連携を図っていくことは、常に考えております。

(7)我孫子市小中一貫教育基礎カリキュラム 情報カリキュラム

(8) <いじめのサイン>チェック表 学校編・家庭編

次に参考資料として「情報モラル教育」のモデルカリキュラム、「いじめのサインチェック表」を添付いたしました。

情報モラル教育については、学習用タブレット端末の配付により、ネット環境への安全な接続など、今後様々な指導を更に強化する必要があります。スマホ所持率も急速に低年齢化していることから、SNS の利用の仕方について、マナーやモラルの側面だけでなく、肖像権や著作権、また具体的なケースを用いて人権侵害などについても学習していく必要があります。学校からも児童生徒だけでなく、保護者も交えた SNS 利用等についての講演の相談や依頼をいただくことが増えました。

いじめのサインチェック表学校編は、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにするために、教職員の研修等で使用します。子どもの些細な変化に気づくスキルを教職員が身につけなくてはなりません。家庭と連携して見守ることが重要と考えますので、家庭編については、保護者会等で保護者に説明し、家庭との協力体制を構築していくために配付、説明、HP への掲載を行うよう学校に依頼しています。

(9) 児童生徒の悩み相談ホットライン

教育相談センターでは、様々な悩みに答えています。ケースワーカー、心理福祉士、言語聴覚士などが相談対応できるようシフトを組んで対応しています。悩みによっては、ケース会議等を行ってから回答を協議し、返信しています。

◆意見交換

<中本委員>

ご説明では、いじめられる側への対応が多くありましたが、いじめる側の子どもに対する働きかけなどはしているのでしょうか。また、子どもが親から受ける先入観に勝る経験によって、自分で判断できるようになっていく、そういう場面は学校ではあるのでしょうか。

<事務局>

いじめる側の子どもの家庭環境についての調査は難しいですが、学校内でいじめなど起きた事象についての善悪などを考えさせ指導します。いじめる側にとっても今後の成長につながるよう指導します。また、現在の道徳の授業では、文章を読んで考えを発表するだけでなく、ロールプレイをしたり、それを見たりしながら実践的に考えることを取り組んでいます。県作成の DVD を活用するなど、子どもの身近な問題として考えるように工夫しています。

各家庭の考えが多様化している中で、いろんな考えを認めることが大切です。家庭環境によって決めつけて指導することはありませんし、学校では人権教育を推進し、多様性を認める学習も発達段階に応じて学習しています。

<委員長>

いじめについては、今年度に入って数件報告がきています。学校への不信感があり警察と市教委、学校と連携して対応したものもあります。様々な機関で連携して対応しています。

<村田委員>

私が住む地域にも外国人の方が増えていますが、外国人の子どもがいじめ被害にあうということはあるのでしょうか。

<山内委員>

本校にはいろんな国籍の生徒がいますが、私が着任してからいじめの対象になるようなことはありませんでした。

<事務局>

外国人だから、肌の色が違うからなどの理由で、外国籍の子どもがいじめ被害にあっているという報告は受けていません。

<細川委員>

自分の子どもに学校では、どんないじめがあるか聞いてみました。私が子どもの頃のいじめは、わかりやすいいじめが多かったのですが、今はそんないじめはないようです。どんないじめがあるのか把握しているものを教えてください。

<事務局>

いじめアンケート結果からは、暴力によるものは減少傾向です。ただし、ものを隠された、取られたという見えにくいいじめの割合が増えている傾向にあります。スマホなど SNS によるいじめは、毎年一定数あります。また、いじめの期間が1カ月、1カ月以上に及ぶものは中学校では増加しており、SOS をなかなか発信できていないということが分かっています。

また、わかりやすくいじめるということはほとんどなく、子どもたちが集まってひそひそ話している様子を見て不安に思うことで、いじめではないかという内容が増えています。

<細川委員>

悩み相談ホットラインは、どれだけ、どのような相談がありますか。

<事務局>

「児童生徒」と名前がついていますが、保護者からの相談がほとんどです。現在、児童生徒からの相談として、継続して対応しているものは小中学校でそれぞれ1件です。

<鈴木委員>

子ども相談課で昨年から実施している LINE 相談では、ほとんどが保護者からの相談です。児童生徒からの相談は昨年度2件、今年度に入ってから1件です。新年度が始まって疲れが出てきて、

何事にも気力がなくなってきたという相談でしたが、こちらからアドバイスしたことを実践してみたら、今は回復しているという返信がありました。

<久米委員>

昨年度のアンケート結果からも、メールや LINE などのいじめは一定数あり、これから増えていくのではないかと考えています。先ほど、相談窓口への相談者のほとんどが保護者であるとのことでしたが、子どもたちは SNS で知らない大人に相談していて、事件に発展していて、大変怖いことです。子どもたちが自由にスマホを使ってしまう環境があり、保護者がそれに気づいていないことが問題です。

<中本委員>

オンラインゲームは年齢制限をかけておかないと、知らない相手とチャット、ボイスチャットができてしまいます。しかし、ゲームの年齢制限設定をするのがとても難しく、保護者もすべてを理解するのがとても難しいと感じました。

<久米委員>

スマホを提供している会社はフィルタリング機能をつけなくてはならないということが法律上も決まっていますが、SIM カードを入れるだけで済んでしまう場合もあり、自分でやらないといけないことが増えています。しかし、中本委員のおっしゃる通り、とても難しいです。また、子どもは簡単にフィルタリングを外します。ネットで調べると、どのように外すのかを簡単に検索できます。私が講師で呼ばれて講演するときには、スマホなどのデバイスの権利を絶対に子どもに渡さないでください、お金を払っているのは親で、どんなに安くても、子どもが危険にさらされることから守る必要があるのはやっぱり保護者だと思います。保護者は権利を渡してしまうのではなく、どうしたら管理できるかをなぜ学校がやらなくてはいけないのか、理不尽だと思います。しかし、学校で、例えば全体で、学年単位で、保護者会にいらっしゃる方が本当にターゲットかどうかというところはもちろん違うので、すごく難しい問題だとは思いますが。保護者も一緒になって学校と保護者と子どもが一緒になって自分たちがどのような危険にさらされるのか、自分の行為が自分の子どもがをどういう危険にさらすことになるのかを学ぶ機会をこれからも増やしていかないと感じています。

<委員長>

実際に情報モラルの学習や研修について、子ども向け、保護者向けはどのような状況でやっていますか。

<事務局>

情報モラルやルールについての教員の研修は情報担当者研修会があります。また生徒指導主任研修会で、いじめの対応や SNS トラブルの未然防止についての内容を扱っています。また、指導課・少年センターとして、いつでも学校から要請があれば、子どもたちに直接講演をしています。先日中学校 2 年生対象に講演をしました。スマホの使い方が怪しい生徒ほど、意外とちゃんと聞いて、顔を上げてまずいかも…という表情をしていたと先生方からも伺いました。講演では、スマホでどのように写真を扱ってよいのか、生徒にも考えてもらいましたが、しっかりルールを理解している生徒は 3 分の 1 ぐらいでした。子どもたちもまだルールをしっかりわかってないところがあるので、そういったところも先生方から子どもたちを指導できるよう支援してきたいと思っています。

<山内委員>

中学校では、昨年 2 回、保護者会に少年センターの方に話をいただきました。

<森谷委員>

小学校でも4月の保護者会では各学級でいじめ防止の啓発をしました。また、今月の学校だよりで SNS のトラブルが増えているので家庭で子どものスマホ等の使用について確認してもらうよう掲載したところです。

5 いじめ重大事態の対応

本市では、令和5年度に「いじめ防止対策推進法第28条2号」に該当する「いじめによる長期欠席」として、小学校児童3件を重大事態として認知し、本市いじめ防止基本方針に基づき調査及び結果報告をしています。調査主体については、学校主体による調査として教育委員会が指導・助言するかたちで行いました。調査開始時には、被害児童、関係児童への聞き取りや対応がほとんど終わっていましたので、記録されたものについて、調査・検証し、再発防止のための取組を報告書に記載しています。

事案の詳細については、令和5年度以降、本委員会において随時説明し、委員の皆さまよりご意見をいただけてきましたが、事案の当該3人の子どもは現在登校できています。しかし、不安を抱えていたり、周囲との関わりを苦手としたりする部分もあるため、担任を中心に支援を継続しています。

今後、重大事態が発生した際には、本委員会で説明させていただきますが、平時よりすべてのいじめ事案が重大事態になりかねないこととして対応していくよう、継続して「組織的対応」「初期対応の重要性」「正確な記録の保存」等について、学校に指導・助言をしていきます。生徒主任研修会においても、いじめをテーマとする研修を計画しています。

6 諸連絡

第2回いじめ防止対策委員会は10月21日(火)、第3回は2月24日(火)に開催予定です。第2回では、6月に実施するいじめアンケート結果と追跡調査結果を、第3回では、11月に実施するいじめアンケート結果と追跡調査結果を報告します。なお、重大事態が発生した際には、その都度概要や対応状況を報告いたします。

7 閉 会